

平成25年度

市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成24年度の要望回答集～

越 谷 市



## はじめに

越谷市では、開かれた市政、市民参加の市政を積極的に進め、市民の皆様に市政をより身近なものとしていただくために、平成10年度から「市長への手紙・ファクス・電子メール」による市民の提案制度を実施いたしました。この制度は、市民の皆様が日ごろの暮らしの中で抱えている身近な問題やご意見ご要望等、貴重な生の声を市長が直接把握し、市の施策・事業に生かしていくものです。お寄せいただいたご意見ご要望等は様々な分野にわたっておりますが、それぞれの担当部局等において迅速に対応、検討を行うとともに、できる限り施策・事業への反映に努めております。

この冊子は、平成24年度にお寄せいただいた429通の「市長への手紙・ファクス・電子メール」の中から抜粋のうえ編集（教育委員会等の行政委員会を含む。）したものです。今後とも、市民の皆様の貴重なご意見等を市政に生かすこの制度の一層の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



## 目 次

### 1. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

1. 自治会への加入について…………… 1
2. 救急搬送の受け入れについて…………… 1
3. 越谷レイクタウン内に総合病院を設置することについて…………… 2
4. 市立病院の土曜日診療について…………… 2
5. 保育所への入所について…………… 3
6. 学童保育室の開始時間について…………… 3
7. 敬老祝い金について…………… 4
8. シルバーカレッジについて…………… 4
9. 救急医療情報キットについて…………… 5

### 2. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

10. 健康都市を目指すことについて…………… 5
11. 街灯の設置について…………… 6
12. 通学路の整備について…………… 6
13. 越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場について…………… 7
14. 荻島地区へのバス路線について…………… 7
15. 蒲生駅前無料駐車場の廃止について…………… 8
16. 越谷駅前の放置自転車について…………… 8
17. 集中豪雨への対応について…………… 9
18. 自宅前の住宅建設について…………… 9

### 3. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

19. 粗大ごみの持ち込みについて…………… 10
20. 自宅周辺の路上喫煙について…………… 10
21. 空き家条例について…………… 11
22. 新越谷駅（南越谷駅）周辺の客引き行為について…………… 12
23. レイクタウン内への交番設置について…………… 12
24. 消防の広域化について…………… 13
25. 救急体制の強化について…………… 13
26. 防災行政無線の放送について…………… 14

#### 4. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

27. 越ヶ谷の古民家移築について…………… 14

#### 5. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

28. いじめに対する対応について…………… 15  
29. 体育館のメンテナンスについて…………… 16  
30. 地区センターでの図書貸出について…………… 16  
31. 総合体育室の増設について…………… 17

#### 6. 全 般

32. 元荒川桜まつりに参加した業者について…………… 17  
33. 北越谷駅と大袋駅間の新駅設置について…………… 18  
34. ご当地ナンバーの導入について…………… 18  
35. 葬儀会館の建設について…………… 19  
36. インターネット上の写真の削除について…………… 19  
37. 選挙の投票率向上について…………… 20  
38. 結婚相談所の開設について…………… 20

※ 掲載内容は、一部簡略化しています。また、回答内容等は回答時点のものです。ご了承願  
います。

# 1. だれもが健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

## 1. 自治会への加入について （結果：その他）

□現在、自治会の役員をしています。自治会へ加入している方、していない方にかかわらず、災害時などでは分けへだてなく対応することとなります。現場からすると、多くの方が自治会に加入し、自治会活動をより推進していただきたいです。

■自治会は、一定の地域社会に住む人たちが住みよい豊かなまちづくりをめざして、地域における様々な問題の解決に取り組むとともに、地域での触れ合いの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。市内には、平成24年7月現在で374の自治会があり、加入世帯も10数世帯から1,000世帯を越えるものがあり、様々な規模で自治会が運営されています。

市では、越谷市自治会連合会や自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会での連帯感の醸成、自治意識の向上、環境衛生思想の普及啓発を図るため、越谷市自治会振興交付金要綱に基づいて、越谷市自治会連合会及び自治会に対し交付金を交付し、自治会活動の運営について支援しています。

また、市民課の窓口では市外からの転入者に、開発指導課の窓口では住宅開発業者に、資産税課においては賃貸住宅の家屋調査時に所有者にそれぞれ自治会加入促進チラシを配布しております。さらに、越谷市自治会連合会でも、自治会加入促進に向け未加入者に対するチラシを作成しており、配布を希望する自治会にお渡ししています。

自治会活動は、地域の良好な居住環境の形成に役立つため、市としては、自治会の活動について積極的に支援するとともに、自治会の加入について積極的にPRいたします。（市民活動支援課）

## 2. 救急搬送の受け入れについて （結果：実施困難）

□救急車が到着してから受け入れ先の病院を手配するまで、時間がかかることが多いと聞きます。病院との交渉に時間がかかるのは理解しますが、患者や身内の不安を軽減するため、一旦市立病院に搬送した後、あらためて受け入れ先の病院を手配していただきたいです。

■市立病院の診療時間外の救急受入れは、内科・外科・小児科・産婦人科・脳神経外科の5科とその他当番制による1科を加えた6診療科体制で、各科1名の医師が入院患者の病状管理と救急患者の診療を行っています。夜間等の診療時間外は救急患者の受入病院も限られるため、市立病院では、地域の基幹病院として少しでも多くの救急患者を受け入れできるよう努めています。

しかし、入院患者の容体が急変した場合や、重篤な救急患者が搬送された際は、他の医療機関に救急患者の受け入れをお願いすることがあります。

また、内科については専門分野化しており、内科、呼吸器科、循環器科、消化器科の医師が交代で当直しながら救急患者の診療にあたっておりますが、当直医師がすべての診察ができるわけではなく、専門外の疾患については診察ができない場合もあります。

越谷市内での救急搬送件数は、1日当たり30件から40件ほどで、救急患者を受け入れる際は、医師や看護師など数名のスタッフが対応しております。したがって、すべての救急患者を一旦市立病院で診察を行ったうえで、他の医療機関につなぐということにつきましては非常に困難な状況でございます。

市立病院では、こうした状況を補うため、消防本部に対し当日の当直医師の診療科や空きベッド状況などを事前に連絡するとともに、ホットラインを通じて受け入れが可能かどうかの連絡を取り合うなど、救急患者の受け入れがスムーズに行えるよう取り組んでいます。

今後も、救急に携わる医師の確保や、消防本部と医療機関との連携を密にして機能の分担を図るなど、限られた人員と設備を有効に活用し、一人でも多くの救急患者を受入れできるよう努めてまいります。(市立病院・庶務課)

### 3. 越谷レイクタウン内に総合病院を設置することについて（結果：その他）

□越谷レイクタウンへの転居を考えています。UR都市機構に確認したところ、レイクタウン地区内に総合病院を設置することは難しいとのことでした。

安心・安全を謳っている越谷市であれば、地区内に総合病院を設置してほしいです。

■越谷レイクタウン地域内への総合病院設置についてですが、埼玉県内における病院(20床以上)や診療所(19床以下)の基準病床数は、埼玉県が医療提供体制の確保を図るための計画である「埼玉県地域医療保健計画」に基づいています。

この計画では、県内を10の区域の保健医療圏に分け、その医療圏ごとに基準病床数を定めております。既存病床数が基準病床数を超える場合には、原則として病床の新設又は増加を抑制しており、埼玉県東部保健医療圏に位置している本市は、現在この基準病床数を満たしています。

埼玉県では、現在「第6次埼玉県地域医療計画」の策定に取り組んでおり、病院などの整備計画もその中で検討されると伺っており、本市といたしましても、埼玉県の動向を注視しながら適切に対応してまいります。(地域医療課)

### 4. 市立病院の土曜日診療について（結果：実施困難）

□平日に休みを取って通院することが困難な方がたくさんいると思われるので、隔週でも土曜日に診療していただければと思います。

■市立病院の土曜日診療についてですが、現在、市立病院の外来診療体制は、24時間365日体制の救急医療の実施、地域医療機関の連携による「休日当番医制度」や「救急輪番制度」の運営による医療需給への対応等、地域医療体制を総合的に勘案し、土曜日を休診とさせていただいております。

国におきましても、医療サービスの供給体制の見直しが行われる中、各医療機関の機能分担というものを積極的に推進しています。このことから、現在、市立病院では開業医と連携して、それぞれの医療機関の機能分担を図り、患者様には身近な地域でお身体の状態に合わせた医療を効率的に



提供できますように「かかりつけ医」をお勧めしています。

市民の皆様には、お近くの「かかりつけ医」や「救急当番の医療機関」に受診され、その後に市立病院に受診されることをお願いしております。(市立病院・庶務課)

## 5. 保育所への入所について（結果：実施困難）

□原発事故の影響を考え、福島県喜多方市から越谷市へ引っ越してきました。金銭的な余裕がないため、夫婦共働きで子育てをしたいと考え保育所への入所を申請しました。ぜひ保育所へ入所させていただきたいと思います。

■保育所の入所については、法令等に基づき入所選考を行い、入所者を決定いたします。

選考にあたり、保護者、同居人及び児童の状況等を確認し、さらに、保護者等の就労の状況や出産・病気など保育の要件(保育ができない状況の程度)を総合的に判断します。

また、入所選考基準は、あくまでも保育の要件(保育できない状況の程度)の高低を重視し、なお且つ、可能な限り入所直近の状況で判定し、より公平な審査を行っています。さらに、第三者機関である越谷市保育所入所選考委員会による公正な審議を経て、入所を決定しています。

さて、原発避難者が避難先で適切に行政サービスを受けられるよう「原発避難者特例法」が施行されました。この法律では、福島県いわき市、田村市、南相馬市など13市町村が指定されております。指定地域の原発避難者は、帰郷もかなわず、また失職を余儀なくされていることから、自立を支援するため、本市では、入所に際しては一定の配慮をさせていただいています。福島県喜多方市から本市に転入されたとのことですが、避難元は指定市町村ではなく、いわゆる自主避難ということになりますので、一般の入所希望者と同様の対応をさせていただきます。

いただいたお手紙から拝察すると、大変厳しい状況であると思われませんが、大勢の方が保育所への入所を希望される中、他の申込者との公平性を保つ観点から、「越谷市保育実施基準」に基づき入所選考をさせていただくこととなります。

本市では、生後6週間を経た0歳児から2歳児までを対象とした越谷市指定の家庭保育室が市内各所にあります。当該施設は認可外ですが、越谷市の関係条例、規則、監督基準に基づく立入調査などを経て、本市が指定しております。保育料も定額ではなく、年齢や保護者の所得(税)等により、市からの補助金の交付がありますことをご案内しております。(保育課)

## 6. 学童保育室の開始時間について（結果：調査・検討）

□夫婦共働きで子育てをしています。現在は保育所を利用していますが、子どもが進学すれば学童保育室を利用しようと思っています。ただ、学童保育室は開始時間が保育所に比べて遅いことに疑問を感じています。有料でも保育所と同様に開始してほしいと思っている人も多数いるのではないかと思います。

■学童保育室への登室は、学校の授業日では通学班による集団登校となりますが、春休みなどの学校休業日では、児童がそれぞれに自宅から登室することとなります。したがって、児童が事件

や事故にあわないよう安全を確保する必要があり、現在、保護者とともに午前8時からの登室とさせていただきます。

ご要望をいただきました学童保育室の開始時間の繰上げについては、指導員の配置や保育料の負担など、さまざまな問題を整理する必要があることから、引き続き調査、検討をまいります。

なお、学童保育の時間外の保育サービスとして、越谷市社会福祉協議会にこしがやファミリーサポートセンター(電話:048-960-2311)があります。こしがやファミリーサポートセンターでは、子育ての支援を受けたい方と子育ての支援を行いたい方を会員として組織し、各家庭の状況に応じた支援活動を行っています。

支援を受けたい方は、まずはファミリーサポートセンターにご相談いただき、支援についての事前打ち合わせを行った後、支援活動がスタートいたします。

ファミリーサポートセンターのご案内を同封しますので、詳細について社会福祉協議会までお問い合わせください。(青少年課)

## 7. 敬老祝金について（結果：その他）

77歳を迎え、敬老祝金を頂戴いたしました。大変ありがたいことですが、高齢社会となっている現在、高齢者を敬老する必要もないのではないかと考えます。これからは、子どもたちや女性に対して支援したほうがよいと思います。

■本市では、高齢者の方に敬老の意を表すとともに長寿を祝福することを目的に、77歳、88歳、99歳、さらに100歳という節目の年齢に達した方に、敬老祝金を贈呈しております。

本事業は、これまでさまざまなご意見をいただいております。主なご意見としては、「ありがたいことで長生きしてよかったと思う。」「意外な出来事でうれしい。」という感謝の主旨でございますが、一方では「昨今の厳しい財政状況や、高齢化が進む中、敬老祝金は廃止すべきである。」というご意見もあり、高齢化が急速に進行している今日において、市民の皆様の意識や価値観なども大きく変化しているものと考えております。

いただいたご意見は、今後の事業を検討する上での参考とさせていただきます。(高齢介護課)

## 8. シルバーカレッジについて（結果：調査・検討）

シルバーカレッジの受講を応募したのですが、今回は落選してしまいました。周りでも落選した人が多いため、応募者が多数であるかと思いますが、少しでも多くの方が受講できるよう、配慮していただければと思います。

■シルバーカレッジは、生涯学習の一環として高齢者に学習の機会を提供し、生きがいを高めることを目的に実施しています。実施にあたっては、市内に設置されている埼玉県立大学及び文教大学と連携をはかりながら開催しており、受講生の皆様から好評を得ているところです。

平成24年度の開催については、定員100名のところ178名の方から応募いただき、応募者が多数のため、やむを得ず抽選とさせていただきます。

開催について受講生のご意見を拝見したところ、大学で受講することについて好評を得ていることから、本事業の趣旨からも引き続き埼玉県立大学及び文教大学において実施することを予定しております。

現在、少しでも多くの方にご参加いただけますよう、両大学と講義教室について検討しているところでございます。(高齢介護課)

## 9. 救急医療情報キットについて (結果：その他)

□先日、民生委員の方から救急医療情報キットを受け取りました。医療情報や保険証の写しを入れて冷蔵庫内に保管するとのことですが、一人暮らしの老人が倒れた場合は役に立たないのではないかと心配しております。

■救急医療情報キットは、これまでに、約1万3,500世帯へ配布しております。ひとり暮らしの高齢者の方など、救急の際、周りに病状を説明できる方がいない場合に、医療情報や健康保険証の写しを専用容器に入れて冷蔵庫に保管いただくことで、万が一に備えて安心した生活を送れることを目的に配布いたしました。

ご指摘のとおり、ひとり暮らしの高齢者の方などが119番通報をすることが困難なこともありますが、119番通報をすることができ、救急隊が現場に到着した際であっても、患者が必要な情報を救急隊員に的確に伝えることができない場合もあります。そのような時は、救急医療情報キットは非常に役立つものと考えております。

なお、平成23年中の救急搬送の割合は、65歳以上の高齢者が約46%にものぼり、高齢者からの救急搬送の通報場所は、64%が自宅からという状況で、救急医療情報キットが活用され、迅速な救命活動に繋がったとの報告もあります。

本市では、高齢者の生活に対する支援を総合的に行う地域包括支援センターを置き、高齢者など支援を必要とする人が住みなれたまちで安心して暮らし続けることができるよう、地域の皆様や協力機関・団体の方との関わりの中で見守りや助け合いを行っていく、地域包括ケアネットワークに取り組んでおります。

ひとり暮らしの高齢者の方などが今後とも安心して日常生活を送ることができるよう、さまざまな取り組みを行ってまいります。(高齢介護課)

## 2. 自然と調和し質の高い都市機能を備えたまちづくり

### 10. 健康都市を目指すことについて (結果：その他)

□市内には、元荒川や新方川など5つの河川や大小さまざまな用水があります。これらを活用し、ウォーキング用の歩道を整備してほしいと思います。歩道を整備する際、川岸も整備し直せば、防災にも効果があると考えます。

■ 本市は昔から「水郷越谷」として知られており、市内には縦横に流れる河川や用排水路が数多く存在いたします。

これらの河川等は本市を特徴づける重要な要素であり、本市の「緑の基本計画」の中で、水と緑のネットワークの形成を図る緑地軸として位置づけられています。

現在、市民の方々が健康づくりやレクリエーションの促進が図れるようウォーキングロードとして、また災害時の避難路として利用できるように緑道(遊歩道)の整備を進めています。

これまでに、17路線総延長約42.86キロメートルの緑道が整備されており、多くの皆様にご利用いただいています。平成24年度も、八条用水緑道等の整備を行う予定です。

今後も、計画的に緑道整備を進め、利用者の利便性や快適性の向上を図るため、施設の充実等を検討してまいります。(公園緑地課)

## 11. 街灯の設置について (結果：その他)

□ 静岡県磐田市や茨城県水戸市、千葉県習志野市などに住んできましたが、越谷市はこれらと比較して街灯が少ないと感じています。深夜帰宅した際、駅周辺や幹線道路沿いは明るいものの、通り一本中に入るとかなり暗く、痴漢や空き巣などの犯罪が起こるように感じます。

■ 街灯については、地元の自治会など地域の要望、意向を踏まえ、また、交通安全の観点から、交差点及び設置されている照明灯の間隔が広い場所を最優先に設置しております。住宅地などでは、電柱2本から3本に1基の間隔で設置しており、設置場所は地権者の同意が必要となります。

現地を確認したところ、周辺には市の街路灯のほか、地元自治会の防犯灯も設置されていることから、越谷市内の他の市街地と同じくらいの状況と考えています。

しかしながら、当該地区は農地も多く残っており、街灯の明かりが作物の生育に影響を与えると考えられているなど、地権者の承諾が得にくくなっています。したがって、街灯の設置がなかなか進まず、一部の街灯の設置間隔が広がっている所もあります。

街灯は、自治会との調整の上で設置をしておりますので、具体的に設置を必要とする位置がございましたら、地元自治会の担当者にご相談をお願いいたします。(道路総務課)

## 12. 通学路の整備について (結果：その他)

□ 通学路での事故が多発していますが、周辺の通学路でも危険な場所があります。子どもたちが安全に通学できるよう、時間を決めて通行止めにするなどしていただきたいです。

■ 通学路は、毎年PTAや地域の方の意見を尊重しながら学校長が指定しております。ご要望の付近は、学校までの区間において限られたルートしかなく、お尋ねの道路を通学路として指定していることは、市としても認識しております。

時間規制による通行止めですが、本件は、道路交通法に基づく交通規制となりますことから、越谷警察署の所管となります。越谷警察署に確認したところ、「時間規制については1時間を目安とし、こ

の時間における交通規制に際しては、当該道路を利用する近隣住民の承諾が必要不可欠であり、これらは地元住民や地元自治会が取りまとめ警察署に要望している。」と伺っております。

地元の皆様が、当該道路の安全性を確保する必要であるとの判断にて交通規制の要望を警察署に提出された際には、学校と連携して越谷警察署に働きかけたいと考えております。

通学路の環境改善については、関係団体からのご要望を受けながら、関係各課と連携して対策に努めてまいります。(道路建設課・学務課)

### 13. 越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場について (結果：調査・検討)

□越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場が不足しています。西口に続き東口の駐輪場が設置されましたが、駅の利用者は増え続けており、駐輪場の不足は解消されていません。イオンレイクタウンと交渉するなど、対策をお願いしたいと思っております。

■越谷レイクタウン駅周辺の駐輪場は、平成21年3月に越谷レイクタウン駅が開業されたことに伴い、財団法人自転車駐車場整備センターが、駅西側の鉄道高架下に約500台収容の駐輪場を開設し、平成23年4月には駅東側に約240台収容の駐輪場を開設しました。

しかしながら、レイクタウン地域の開発に伴い駐輪場の利用希望者も増加しており、東西の駐輪場とも現在満車の状態であると伺っております。

本市といたしましても、駐輪場の更なる増設が必要であると認識していますが、越谷レイクタウン駅周辺の土地の状況から、駐輪場の用地を新たに確保することは、大変困難な状況です。

今後は、鉄道高架下の利用を中心に、ご提案のありましたイオンレイクタウン店への働きかけなど様々な方策を検討し、駐輪場の増設に努めてまいります。(くらし安心課)

### 14. 荻島地区へのバス路線について (結果：調査・検討)

□荻島(出津)地区は、バス停が地区のはずれに1か所あるだけで、非常に不便に感じます。これから高齢化がますます進んで地域の足が必要になるため、市としてもバス路線の整備に取り組んでいただきたいです。

■バス路線についてですが、市では、これまでにいただきましたバス路線の拡充などのご要望について、バス事業者などで構成する「越谷バス網整備研究会」などを通じて、バス事業者に情報提供しています。また、より多くの市民が身近な公共交通機関であるバスを利用できるよう、要望の多いバス路線などの実現にむけて、バス事業者に対して積極的に働きかけを行っています。さらに、バス運行に必要な道路環境整備や運行情報のPRなどの支援を行うことで、新規路線の実現や既存路線の拡充に取り組んでいます。

荻島(出津)地区については、朝日自動車(株)の「越谷駅西口～岩槻駅」線が西側をかすめるように運行されており、最寄りのバス停は「堤根」で、地区内にはバス路線は運行されていません。路線バスの運行については、最寄りの北越谷駅が近接するため、集客による採算性や一部の道路幅員が狭いなど、新規路線の運行には難しい課題があるとバス事業者から伺っています。

市といたしましては、必要とされる交通手段をいかにして確保するかという課題も認識していますので、市内をはじめ関係機関と連携を図りながら、公共交通網の整備につきまして総合的に検討してまいります。(都市計画課)

#### 15. 蒲生駅前無料駐輪場の廃止について (結果：実施困難)

□蒲生駅前の無料駐輪場が平成25年2月に廃止となると聞きました。防犯上安全上の苦情が近隣からあり、無料というのはバランスに欠けるなどが理由であるとのことでした。さまざまな問題から廃止が決まったとは思いますが、新たに整備される駐輪場は駅から遠くて不便であるため利用者は見込めないと感じています。この際、駐輪場の廃止を見直していただきたいと思えます。

■蒲生駅前無料駐輪場の廃止についてですが、この無料駐輪場は、蒲生駅前の放置自転車対策のため臨時に設置したもので、民有地を借用した部分と蓋掛け水路部分を利用して開放しております。24時間いつでもどなたでも駐輪できるため、日によっては、900台を超える自転車が駐輪されております。このため、通路部分における安全通行の確保や、火災が起こった場合の消火活動への懸念、また、設置場所が住宅地の中ということもあり、深夜における騒音や防犯上の問題も危惧されるなど、駐輪場として適する場所とは言い難い状況です。

当該駐輪場には、年間約800万円の経費がかかっておりますが、市の「使用料等のあり方に関する基本方針」では、駐輪場利用のような選択的な公共サービスは、利用者に費用の一部を負担していただく受益者負担の考え方を基本としています。他の駅にも無料駐輪場がございましたが、今回と同様に民間の駐輪場整備を促進することで廃止をした経過もあります。

数多くの自転車が置かれていることでの周辺に与える影響や、受益者負担の考え方、受け皿となる駐輪場の設置準備が整っている状況などを考慮しますと、当該駐輪場の廃止はやむを得ないものと考えています。

今後、財団法人自転車駐車場整備センターが東武鉄道高架下に新しく設置する24時間対応の駐輪場を含め、近隣の民間駐輪場の情報を利用者の皆様に周知し、蒲生駅前に自転車が放置されないよう対策を講じてまいります。(くらし安心課)

#### 16. 越谷駅前の放置自転車について (結果：その他)

□越谷駅前に自転車が放置されているのを見かけます。「放置自転車撤去区域」の説明を見ると、「警告書を貼り付けた後1時間以上経過しても放置されている自転車は撤去する」とあります。駅前で自転車を整理する人を見かけますが、撤去しているところを見たことがありません。これでは放置自転車は減らないと思えます。

■放置自転車対策として、本市では、越谷市自転車の駐車秩序に関する条例に基づき駐輪場への案内や自転車の整理、撤去移送などを行っております。

越谷駅を含めた市内各駅の一定区域を放置自転車整理区域に定め、自転車誘導整理員(放置

自転車対策の男性)は、ご指摘のとおり放置されている自転車に警告ステッカーを貼付し、1時間以上放置されていることを確認した後、放置自転車の集積場所へ撤去し、保管所へ移送しています。なお、撤去作業については、土日祝日を除く毎日行っています。

撤去作業を行った後、店舗利用者などの自転車が歩道に無造作に放置されますと安全な通行に支障をきたすことから、自転車誘導整理員は自転車置き場への誘導や整理などを行っています。

市といたしましても、広報紙等で自転車の利用者一人ひとりがマナーを守っていただくよう啓発に努めていますが、残念ながら多くの放置自転車が見受けられる状況です。

今後、一人ひとりのマナーが向上するよう引き続いて啓発活動を実施し、自転車を放置しない、させない環境づくりに努めてまいります。(くらし安心課)

## 17. 集中豪雨への対応について (結果：実施)

□袋山地区へ引っ越してきましたが、先日大雨が降り自宅周辺が冠水しました。ゲリラ豪雨や台風など、これからも大雨が降ることがあると思いますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

■袋山地区は水害の起こりやすい場所であり、本市では水害の軽減を図るため、現在水路の整備を進めているところです。

お住まいの付近の雨水は、現在、東武鉄道の線路沿いに埋設されている水路によって排水しており、水路の整備については、さらに下流の部分を実施しております。

今後は、平成24年度に東武鉄道の横断部分を、平成25年度に国道4号線の横断部分をそれぞれ実施する予定であり、これが完成することにより、お住まいの付近は、水害の発生について大幅に軽減されるものと考えています。

なお、水路の整備が完成するまでの間は、状況に応じて排水ポンプを設置するなど、大雨時の対応を強化していきたいと考えております。(治水課)

## 18. 自宅前の住宅建設について (結果：実施困難)

□自宅前の空き地に住宅が新築されましたが、自宅の日当たりが極端に悪くなりました。特に1階部分は日中でも暗く、照明をつけなければならないぐらいです。市で建築確認を行う際に、何らかの指導をしていただければと思います。

■自宅前に建築物ができ、1階部分が暗くなったとの事ですが、建築基準法には、日照権に関する規定はありません。それに代わるものとして、日影規制や北側斜線制限の規定があり、通風や採光が少なくなるなどの生活環境の悪化を防止するためのものです。

当該建築地は、都市計画法上の用途地域では第一種住居地域となっており、住居の環境を保護するために定められた地域となっています。この地域は、日影規制については高さ10mを超える建築物が対象となっていますが、今回の建築物(計画)の高さは10m以下であり、規制の対象とはなりません。

また、北側斜線制限は、第一種及び第二種低層住居専用地域を対象としておりますことから、こちらにも制限の対象とはなりません。

さらに、ご相談の建築物の計画については、建築基準法に適合しているとして、建築確認がされています。

本件は、適法に建築が進められており、行政としての指導には限界がありますので、当事者間でよく話し合っただけで解決に向けた方策だと考えます。(建築住宅課)

### 3. 人や環境にやさしく安全・安心な生活を育むまちづくり

#### 19. 粗大ごみの持ち込みについて (結果：実施困難)

□以前住んでいた市では、土曜日の午前中も粗大ごみの持ち込みを受け付けてくれましたが、越谷市は平日のみとなっています。業者に委託する方法もあるかと思いますが、個人で持ち込みできる方がごみ処理のコストが減るのではないかと思います。

■粗大ごみを持ち込みいただくリサイクルプラザは、主に不燃ごみの処理を行う施設で、稼働時間中は、大型機械を運転するため、騒音などが発生します。そのため、施設の稼働は、周辺環境への配慮から休日を除いており、市内のごみの収集も、燃えるごみを除いて月曜日から金曜日に収集しています。

周辺環境への配慮から休日は施設を稼働しておらず、加えて施設が狭く粗大ごみを保管するためのスペースがないことから、この状況で粗大ごみの持ち込みを受け入れますと、持ち込まれた粗大ごみを施設内に保管することとなり、週明けのごみ処理に大きな支障をきたしますので、休日に直接粗大ごみを受け入れることは困難と考えております。

なお、家庭から出されます粗大ごみの処理手数料は、市内コンビニエンスストアでの支払い制(シール制)を導入しておりますので、ご利用いただきたいと思っております。(環境資源課)

#### 20. 自宅周辺の路上喫煙について (結果：関係機関)

□自宅周辺に病院がありますが、通院する患者さんなどが周辺の路上で喫煙しています。病院の敷地内は全面禁煙にしたため、最近では何人も路上で喫煙している光景を目にします。

病院にも相談しましたが、「喫煙者にも喫煙する権利があり、周辺の路上が喫煙を禁止する区域に指定されていない以上、喫煙者に強く注意はできない」とのことでした。

環境を向上させるため、病院周辺を喫煙禁止の区域としていただきたいと思います。

■喫煙に関しては、健康に悪影響をおよぼすといわれています。健康増進法の中でも学校、官公庁施設及び事業所など、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、禁煙区域の指定など分煙化が進められています。

本市では、喫煙にかかる健康に関し「越谷市健康づくり行動計画 いきいき越谷21」の中で、「た



ばこの健康への影響を知ろう」「まわりの人を思いやり分煙につとめよう」をスローガンに「喫煙による健康への影響に関する知識の普及」「分煙による環境保全の推進」などを具体的目標に掲げ、成人だけでなく小中学生も対象とした講習会などの啓発事業を実施し、環境美化事業を通じて市民の皆様に禁煙をすすめる活動を展開しています。

また、平成20年4月1日から「越谷市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、喫煙マナーと環境美化に対する意識の向上が図れるよう、「市内の公共の場所では喫煙を行わないように努める」という努力義務を規定いたしました。通勤や通学等で往来の激しいJR武蔵野線南越谷駅及び東武伊勢崎線新越谷駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、指定喫煙場所以外での路上喫煙を禁止いたしました。

路上喫煙禁止区域は、公共の福祉の増進を目的に権利を制限するもので、混雑している駅周辺等、喫煙行為が周囲に危険を及ぼす等の被害が想定されるなど、一定の要件が必要と考えています。

ご指摘の病院周辺については、路上で喫煙する方が多く、近隣の皆様が不快な思いをされていることと推察しますが、今のところ、当該地域を路上喫煙禁止区域に指定する予定はありません。

過日、病院側と協議をさせていただき、病院敷地内に喫煙場所を確保する等の対策を要請したところ、敷地内禁煙のため喫煙所設置はできないなど、具体的な改善策は見いだせない状況ですが、病院側も近隣の方々にご迷惑をかけないように対応したいと考えているとのことでした。

今後、病院周辺の環境改善が図れるよう市と病院が協力し、路上喫煙者への声かけや、掲示物による喫煙マナー向上の啓発をするなど、周辺環境の美化に努めてまいります。(環境資源課)

## 21. 空き家条例について (結果：調査・検討)

□自宅周辺に空き家が増えています。空き家が増えることで治安が悪化し、また、放火等の危険があり、住民にとっては不安に感じます。最近、空き家条例を制定する自治体があることを報道で知りましたが、越谷市でも条例の制定を検討していただきたいと思えます。

■近年、所有者の経済的な理由や単身高齢者の死亡等により空き家となる家屋が増える傾向にあり、そのまま放置されると生活環境の悪化や防火・防犯上の問題が発生する恐れがあります。

本市でも、空き家についての苦情や相談が寄せられておりますが、苦情等の内容が複数にわたることもあることから、平成23年11月より、空き家に関する苦情等の窓口をくらし安心課に一本化し、苦情の内容に基づきその実態を把握し、関係部署と連携して対応しております。

寄せられた苦情や相談のうち、庭木や雑草が生い茂った環境衛生上の問題や、火災が発生する恐れがあるものについては、「空閑地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例」や「消防法」、「火災予防条例」に基づき、所有者に対し適切な措置を講ずるよう指導しています。また、台風等による家屋の一部飛散や損傷など、緊急性があり近隣に影響が出る場合については、消防署が対応しております。

空き家条例の制定については、県内でも条例を制定している自治体はいくつか見受けられますが、蕨市のように、所有者不明の空き家も処分できる条例は、全国でも例がないようです。

この問題は全国的なものであり、関係省庁ではその対応について検討しているところです。

また、全国市長会では、空き家対策の法整備について国に要望をしていると伺っておりますので、市といたしましても、その動向を注視しているところです。

今後、関係法令等の運用を図り対応するとともに、国等の動向を注視しながら関連する情報を収集し、空き家条例について検討してまいります。(くらし安心課)

## 22. 新越谷駅（南越谷駅）周辺の客引き行為について （結果：関係機関）

□新越谷駅（南越谷駅）周辺で、客引き行為が頻繁に行われている光景を目にします。非常に迷惑な行為であると同時に、このような光景があることが市のイメージを著しく損なうのではないかと考えます。客引きなどの迷惑行為は、厳しく取り締まっていただきたいと思えます。

■新越谷駅(南越谷駅)での客引き、勧誘行為については「埼玉県迷惑行為防止条例」に基づき、越谷警察署が周辺の取締りを行っていると同様です。

健全なまちを維持するには、警察の取締りのほか、駅周辺のテナントビル所有者や事業者、さらに市民の皆様の意識も重要な要素と考えています。健全なまちをつくっていこうという市民の意識が高まれば、まちに賑わいや風格が生まれ、自ずとまちは洗練されていくのではないかと考えています。

現在、新越谷駅(南越谷駅)周辺では、地元自治会、PTA、商店会等者等で構成された、南越谷地区安全安心まちづくり推進協議会が組織され、自主的な防犯活動が行われており、住民の意識が高まってきていることがうかがえます。

市民の皆様が自分たちの住んでいるまちに誇りが持てるよう、市としてさまざまな施策を進めていく必要があるものと考えていますが、客引きや勧誘行為についての取締りは、警察が主体となって行われており、引き続きパトロールや取締りの強化を越谷警察署に要請してまいります。(くらし安心課)

## 23. レイクタウン内への交番設置について （結果：関係機関）

□越谷レイクタウンは来場者数も多く、また、住宅も建ちはじめており、大勢の人が行き交っています。しかし、駅前には交番がなく、何かあったときの対応に不安をおぼえます。

早急に交番を設置し、防犯対策に力を入れていただきたいです。

■地域の治安維持の拠点となる交番は、市民の皆様の快適で安全な暮らしを支えるよりどころとして重要な役割を果たしており、犯罪抑止に大きく役立つものと期待されています。

交番の設置については、市と警察でそれぞれの役割があり、市では、交番設置に適した建設用地を確保し、警察では、交番の建設をすることとなっています。

市といたしまして、越谷レイクタウン地区の人口増加や環境の変化を踏まえ、越谷レイクタウン駅前交番が設置され、安全で安心な市民生活が確保されることは大変重要であると認識しています。

本市では、越谷レイクタウン駅北口駅前広場に面した適地に、200平方メートルの交番建設用地を確保しています。また、早期に交番が開設されるよう、平成17年、平成20年及び平成22年に越谷警察署長に要望書を提出し、平成23年11月には、市長が埼玉県警本部へ出向いて直接働きか

けを行っています。

なお、越谷警察署では、緊急的な措置として平成22年4月より、土日、祭日に越谷レイクタウン駅前交番用地に移動交番を設置し、駅周辺のパトロールを実施していると伺っております。

いずれにいたしましても、安全・安心に暮らしやすい越谷を目指して、越谷レイクタウン駅前交番の早期開設に向けて、引き続き強く県に要望してまいります。(企画課)

#### 24. 消防の広域化について (結果：調査・検討)

□現在、国の政策で消防の広域化が進められていると聞きました。越谷市は周辺の自治体に比較して人口が多い市ですが、今後起こりうる災害に備えて、近隣の市と連携して消防体制を強化する必要があると考えます。

■消防の広域化についてですが、本市は、春日部市、草加市、八潮市、三郷市、吉川松伏消防組合消防本部で構成する第6ブロックに組み込まれており、第6ブロック構成消防本部による勉強会を開催してきました。しかし、第6ブロックの構成消防本部のなかには、広域化に慎重な姿勢である消防本部もあります。

なお、国の広域化指針では、おおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされています。

本市は30万人以上の人口を有し、近隣の消防本部との応援協定も締結しており、市民の期待に応える消防サービスが提供できるものと考えております。(消防本部・総務課)

#### 25. 救急体制の強化について (結果：その他)

□救急搬送が迅速に行われず患者が亡くなったという報道を耳にします。越谷市でも起こることかもしれませんので、対策を講じていただきたいと思います。

■平成24年の越谷市の救急搬送は、救急件数は13,675件で、病院に搬送した11,639名のうち、病院への収容の問い合わせ回数が5回以上の件数は839件でした。

問い合わせ回数が最も多かったのは、22病院に合計27回(所要時間約2時間30分)でした。

収容を断られた主な理由として、ベッド満床が1,573件、処置困難が1,578件、専門外が2,925件、手術中・処置中が2,463件、重症の患者ありが751件、医師不在が457件、話中が165件、その他が2,728件となっております。

収容する医療機関がなかなか決まらない場合、救急車にある携帯電話に加え、災害時用に設置したPHS電話を使用し、隊員2名で同時に病院への問い合わせを行っています。

さらに、救急現場から一度直近の署に戻り、消防隊員などで手分けをして、複数の病院に問い合わせを行うといった対応もしています。

今後も、各病院と連携を強化し迅速に救急搬送できるよう努めてまいります。(消防本部・警防課)

## 26. 防災行政無線の放送について（結果：その他）

□最近、自宅の近くに防災無線のスピーカーが設置されました。今までとは違い、音量が大きく困っています。また、迷い人の放送は、聞き取りやすくするための配慮かと思われますが、聞く人によってはテンポが遅すぎて不快感をおぼえるのではないかと思います。

■防災行政無線（固定系）は、災害時における市民の皆様への情報提供手段として、昭和59年度より設置を開始しました。その後、住宅地の開発や都市基盤の変化などに合わせ、増設や移設をしてきましたが、マンションなどの中高層建築物が数多く建設されたため、放送内容を聞き取ることが困難な地域が発生しました。

市といたしましては、防災行政無線の維持管理として、地域にあるスピーカーからある一定の距離をおいて、道路上で調査員が騒音計にて音の大きさを測る調査（音達調査）を行い、その結果を踏まえて、聞こえにくい地域などでの防災行政無線（固定系）の設置やスピーカーの増設・調整などの対応をしております。ご指摘のありましたスピーカーにつきましても、前述の経緯から昨年度に設置したものです。

スピーカーに隣接する皆様には、特に周囲が静かになる夜間など、音量の点で大変ご迷惑をおかけしております。いただいたご意見を参考に、最低限の役割を損なわない範囲ではありますが、機器の調整などを検討してまいります。

迷子や迷い人に関する放送については、警察署からの依頼にもとづき平成10年より実施しております。多方向から聞こえるスピーカーからの音の重なりを少なくして、迷子や迷い人の特徴を確実にお知らせするため、ご指摘のとおり一言ずつゆっくりと放送しているものです。（危機管理課）

## 4. 安心して働ける環境を育む持続的で躍動するまちづくり

### 27. 越ヶ谷の古民家移築について（結果：調査・検討）

□旧日光街道沿いにある、越ヶ谷の古民家を市役所付近に移築して観光の拠点とすることを提案します。古民家の地権者の協力が得られることが大前提ですが、このようなまちおこしの企画があってもよいと思います。

■本市では、平成23・24年度の2か年をかけて、越谷駅東口周辺を対象とした越谷市中心市街地活性化基本計画を策定しており、平成25年3月末に計画策定が完了します。

計画の中では、日光街道越ヶ谷宿をテーマとしたまちづくりを目標の一つとして掲げており、今後、具体的な事業内容を検討する予定です。

ご提案をいただきました日光街道沿いの古民家の活用については、古民家を観光資源として捉え、にぎわいの創出や地域の活性化に向け、計画に掲げている事業の中でその活用方法について検討することになっています。

ご指摘のとおり、古民家の活用については、権利者（所有者）のご理解が前提となるため、平成25

年2月に古民家や蔵の所有者を対象とした調査を実施し、意向をうかがったところです。

日光街道沿いの古民家の活用については、越谷市中心市街地活性化基本計画の中で具体的な事業内容を検討する際の参考とさせていただきます。(産業支援課)

## 5. いきいきとだれもが学べる心豊かなまちづくり

### 28. いじめに対する対応について (結果：その他)

□滋賀県大津市のいじめ問題が連日報道されています。この問題について、さまざまな意見があると思いますが、いじめがエスカレートすれば、地域や行政、警察がいじめから守り加害者を罰するなど、市として厳然とした対応をお願いしたいです。

■いじめの問題が新聞等により大きく報道されるなか、いじめ問題の解決に向けた取組は、本市におきましても喫緊の課題ととらえ、いじめの早期発見・解決に向けた取組を推進しているところです。

いじめの早期発見・解決のため、学校よりいじめが報告された場合、必要に応じて担当指導主事が学校を訪問し、早期解決のための支援をしております。さらに、4歳児から中学生までを対象に、いじめや不登校、発達や就学等の教育相談を行っています。

相談の内容に応じて、来所での相談と訪問相談を、月曜日から土曜日までの午前9時30分から午後5時までの間に行い、指導主事と専門の相談員が連携して子どもとその保護者それぞれに対応しています。電話相談やハートコール(子ども電話相談)につきましては、月曜日から土曜日までの午前9時30分から午後9時までの間、相談を行っています。

また、教育相談の御案内のリーフレットやポスター、いじめ防止啓発ポスターを市内公立小・中学校と幼稚園、保育所、保育園に毎年配布しております。

市内小中学校では、学校相談員20名と全中学校に配置しているスクールカウンセラー、教育センターに配置しているスクールソーシャルワーカーが連携し、いじめや不登校等の問題の早期発見、早期対応、早期解決に向けた相談活動を行っています。

さらに、各学校における生徒指導体制や教育相談体制の充実を図るために、生徒指導主任連絡協議会、教育相談研修会等の研修会を開催しております。先日開催された管理職対象の研修会においても、あらためて管理職に対し、いじめの早期発見、早期対応について指示いたしました。

また、各学校において、いじめの早期発見・解決のための研修会の充実を図るよう指示するとともに、夏季休業中の研修内容について、報告を求めています。

教育委員会といたしましては、どんな理由があれ、いじめは絶対に許されないこと、いじめが起きた場合には被害者の心情に寄り添い、被害者を守り抜くことを第一に考え、各学校を支援してまいります。また、「気軽に、どなたでも」相談できる教育相談体制の充実とともに「ならぬものはならぬ」という毅然とした態度と粘り強い指導を継続する生徒指導体制の充実を図り、いじめ・不登校問題等の解消と未然防止に向けた取組に努めてまいります。(教育委員会・指導課)

## 29. 体育館のメンテナンスについて （結果：その他）

□南越谷小学校の体育館ですが、新築して約10年が経ちます。ラインの塗装がはがれ、フローリングの傷みも目立ちますので、ワックスがけなどのメンテナンスをしていただきたいと思います。

■南越谷小学校は、他校に比べて児童数が多く、体育の授業で多数の児童が使用しており、加えて学校開放による一般の方々への貸出しも行っており、使用頻度が非常に高い状況です。

ご指摘のありました床についてですが、表面は体育館用のウレタン樹脂で仕上げられており、ワックスをかけますと滑り易く危険が生じることから、ワックスかけを行わないよう指示しています。

現地を調査したところ、部分的なフローリングの傷及びコートラインの塗装の剥がれはあるものの、全体的に床の滑りも少なく、授業等にも支障をきたしていないとのことですので、早急に修繕を行う必要はないと考えております。

修繕を行う際には、全面にウレタン樹脂塗膜を施す必要があります。1週間程度は体育館を使用することが出来なくなり、授業等に影響が出ることから、長期休暇中に修繕を行うこととなります。

今後、安全面に配慮し劣化状況を見ながら修繕等について検討してまいります。(学校管理課)

## 30. 地区センターでの図書貸出について （結果：実施困難）

□桜井地区に住んでいますが、近くに図書館がありません。周辺の公共施設として桜井地区センターがありますので、図書館と同様に、図書の貸出を地区センターでできればと思います。

■図書館システムのネットワーク導入については、現在、市立図書館、移動図書館、北部市民会館図書室、南部図書室及び市民活動支援センター中央図書室において連携し、サービスを行っております。

また、市立図書館では、地区センター・交流館・老人福祉施設等に配本を行っており、桜井地区では、桜井地区センターにおいて祝日以外の午前8時30分から午後5時まで、図書の貸出を行っております。

地区センターで図書を貸し出しすることについては、図書館システムのネットワークを各地区センターに導入し、業務用パソコンを設置して図書館等と同様の環境を整備する必要があり、費用とセキュリティの面において非常に困難です。

桜井地区センター西側遊水地付近の「桜井青空東側緑地」では、第2・第4水曜日の午後3時から3時45分までの間、移動図書館にて貸出を行っておりますので、ご利用いただきたいと思います。

さらに、北部市民会館内(恩間181番地1 TEL978-5311)にも図書室がございます。北部市民会館図書室は午前9時から午後9時30分まで開室しており、蔵書も充実していますので、あわせてご利用いただきたいと思います。(図書館)

### 31. 総合体育室の増設について （結果：実施困難）

□総合体育館には第一と第二の体育室がありますが、市や各地区の年間行事があるため、土日の利用が難しくなっています。南、北、西の各体育館も似たような状況であると聞いています。総合体育館の敷地にはまだ余裕がありますので、体育室を増設していただきたいと思っています。

■本市の体育館は、中央に「総合体育館」と「第1・第2体育館」、北部に「北体育館」、南部に「南体育館」、西部に「西体育館」をそれぞれ配置し、地域の実情に応じて利用いただいています。

平成23年度の状況を見ますと、総合体育館につきましては、2,889件でのべ334,222人、地域体育館につきましては、4,917件でのべ154,264人と、近年のスポーツ愛好者の増加や健康への関心の高まり等から、大変多くの方々に利用いただいています。

こうした状況の中、土・日曜日の体育館利用については、ご指摘のとおり市や地区の主催事業、全市規模の団体の大会、さらには国や県の大会などで体育館を利用することが多く、クラブやサークル等の団体での利用機会は少なくなっています。土・日曜日に体育館の利用を希望されている皆様には、利用種目にもよりますが、学校開放や交流館（卓球、ダンス）、民間の施設などを利用いただいています。なお、学校開放については、増林地区センター（Tel962-2855）にお問合せいただき、詳しい利用方法などをご確認いただければと存じます。

また、毎月第3日曜日は地域体育館において家族や親子を対象としたファミリー開放を輪番で行っております。ファミリー開放日以外は、利用日の1か月前から予約をお受けしていますので、各地域体育館に申込みいただければと思います。ファミリー開放につきましては、南体育館と北体育館では奇数月である1月、3月、5月、7月、9月、11月に、第1体育館と西体育館では偶数月である2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれ行っています。

体育施設の建設については、現在大沢地区センターとの複合化という形で第1・第2体育館の建て替えを検討準備しているところですが、ご提案いただきました総合体育館脇に第3体育室を建設することにつきましては、非常に困難な状況でございますので、限られた体育施設を多くの方々に効率的かつ有効にご利用いただけるよう努めてまいります。（スポーツ振興課）

## 6. 全 般

### 32. 元荒川桜まつりに参加した業者について （結果：関係機関）

□元荒川の桜まつりに出店した業者で、撤収が遅く粗大ごみを放置していく業者がいます。桜まつりに参加する際の契約条項などに、速やかに撤去することとごみを放置しないことを盛り込み、翌年は参加できないなどしていただきたいです。

■北越谷の桜まつりは、越谷市観光協会の主催事業として毎年3月下旬から4月上旬にかけて実施しており、期間中は市民の皆様をはじめ多くの方にご来場いただいています。

ご意見をいただきました河川敷への資材やゴミなどの放置については、早速現地調査を行い、その状況を確認しました。さらに、桜まつりの主催者である越谷市観光協会に対して、資材の所有者に速やかな撤去と原状回復を強く指導するとともに、二度と同様のことを起こさないよう厳格に対処いたしました。

桜まつりは、越谷警察署をはじめ、出店団体及び関係団体などの事前の協議に基づき実施しております。桜まつりでの業者選定については、越谷市観光協会と出店者との契約に基づいているものではございませんが、ご指摘のとおり出店後原状に復することは、出店団体として最低限のルールでございますので、事前の協議などでさらに徹底を図ってまいります。(産業支援課)

### 33. 北越谷駅と大袋駅間の新駅設置について (結果：関係機関)

□4年前に越谷市に引っ越してきましたが、越谷市は人口のわりに駅の数が少ないと感じています。通勤のために北越谷駅を利用していますが、大袋駅と北越谷駅の間が長く、北越谷駅の利用者が多くなっているようです。雨の日は北越谷駅周辺の道路が渋滞し、バスが遅れるなどの光景を目にします。この状況を解消するためにも、大袋駅と北越谷駅の間に新たな駅を新設していただきたいです。

■本市を南北に縦断している東武伊勢崎線は、県内の南北交通のみならず、首都圏を結ぶ重要な路線です。通勤や通学など、多くの方に利用されておりますが、新駅設置などの鉄道整備については、将来の需要見込みや効果的な財政投資の観点から、周辺の土地利用との一体的な整備も勘案して、慎重に検討し計画されるものです。

北越谷駅から大袋駅間における新駅設置について、東武鉄道株式会社に問い合わせたところ、近年の少子高齢化など、将来人口の減少が予測されるなか、旅客の需要が増大することは困難であり、採算性確保の面から、今のところは予定していないとのことでした。

鉄道は、都市間を結ぶ大量輸送機関であり、利用者の日常生活を支える上で大変重要な役割を担っております。本市といたしましては、春日部市、宮代町、杉戸町を含めた2市2町の鉄道沿線自治体で構成する「東武伊勢崎線整備促進協議会」を通して、利便性向上や安全性の確保を目指し、鉄道事業者に働きかけを行ってまいります。

今後も、マイカーへ依存することなく、環境にやさしく利便性や安全性の高い公共交通について、事業関係者などと連携を図りながら整備を進めてまいります。(都市計画課)

### 34. ご当地ナンバーの導入について (結果：調査・検討)

□国土交通省では、2014年度内にご当地ナンバーを増やすとの報道がありましたので、越谷ナンバーを導入するための検討をお願いします。

■自動車のナンバープレートについては、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、または自動車検査登録事務所の所在地の名称等が表示されています。

ご意見いただきました新たな地域名表示ナンバープレート、いわゆる「ご当地ナンバー」の導入につ



いては、地域振興や観光振興等の観点から、ナンバープレートの地域名表示を弾力化し、新たな地域名表示ができる制度として、平成16年11月に国から方針が示されています。

導入にあたり、地域特性などで一定のまとまりのある地域で、原則として複数の市町村の集合であること、対象地域内の登録自動車の登録台数が10万台を超えるとともに、市町村からの要望を踏まえた都道府県からの提案であることなどの要件を課したうえで公募する方針が示されました。

このような状況で、新たな地域名表示ナンバープレートの導入については、平成18年から平成20年にかけて全国の19地域で導入されており、埼玉県内では、川越市で導入されています。

本市では、新たな地域名表示ナンバープレートの導入について、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町及び越谷市の5市1町で構成する東南部都市連絡調整会議において調整した経過もありますが、導入についての意見の集約には至らない状況でした。

本制度は、関係自治体間の連携構築・強化など一定の効果があつたことから、現在、国において平成26年度中に制度の拡充を図るべく、必要な準備を進めていく方針であるとのことです。

新たな地域名表示ナンバープレートの導入については、国の動向を注視しつつ、関連する情報を収集するなどしてまいります。(企画課)

### 35. 葬儀会館の建設について (結果：実施困難)

□市役所の近くに葬儀会館が建設されましたが、あまりイメージのよいものではないと思います。駅にも近い場所であり、市のイメージを損ねると思います。

■市街化区域内の土地利用に関しては、都市計画法で定められた住居、商業・業務、工業系の12種類の用途地域のうち、工業・工業専用地域を除く10種類の用途地域を定め、建築基準法の規定に基づき建築の際の具体的な用途規制を行っています。

お尋ねの葬儀会館についてですが、当該地の用途地域は、都市計画法上近隣商業地域と定められています。近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民のための日用品などを扱う店舗、事務所などの利便を増進するための地域であり、建築基準法にて工場などの建築が制限されるほかは様々な土地利用が可能となっています。

当該葬儀会館は、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づく手続きや民間指定確認検査機関による建築確認申請もなされており、建設の規制は困難でございます。(建築住宅課・開発指導課)

### 36. インターネット上の写真の削除について (結果：関係機関)

□インターネット上に、越谷市の陸上競技大会開催時の写真が、本人の同意なく掲載されています。競技をする上でやむなく生じたシーンを勝手に撮影して掲載していますので、写真を即時削除していただきたいです。

■生徒を守るためにインターネット上の写真の掲載についてご指摘いただき、感謝いたします。

ご指摘のホームページに掲載された写真ですが、当該ホームページを確認したところ、越谷市中学校体育連盟の主催競技会の写真とは特定できませんでした。また、写真の女子生徒が本市の中

学女子生徒とも特定できませんでした。したがって、今回ご要望いただいた掲載写真の削除は、越谷市教育委員会で行うことができませんので、埼玉県教育委員会に報告しました。現在は削除されていることを確認しています。

越谷市教育委員会では、埼玉県教育委員会の「ネット上の見守り活動推進事業」によるネットパトロールを活用し、いわゆる「ネットいじめ」につながるような不適切な書き込みを監視しております。不適切な書き込みがあった場合には、書き込まれた本人と保護者が、掲示板の管理者に削除依頼をするよう、また、児童生徒の許可なくインターネット上に掲載された写真については、「違法・有害情報相談センター」に相談するように各校に指導しております。(教育委員会・指導課)

### 37. 選挙の投票率向上について (結果：その他)

□今回の衆議院議員選挙や埼玉県知事選挙の投票率は、埼玉県は非常に低いとの記事を目にしました。投票率を向上させるため、何かしらの対応をしていただきたいです。

■選挙での投票は、最も重要な政治参加の機会であり、選挙管理委員会では、選挙期日等を周知し、積極的に投票していただくよう、様々な啓発を行っております。特に選挙時においては、自動車による巡回宣伝や啓発用立看板の掲示、広報紙やホームページを利用した啓発、大型店の店内放送や防災行政無線放送を利用して投票を呼びかける等の啓発を行っております。

また、若年層への啓発として、二十歳の誕生日を迎えた方にお祝いのメッセージカードと選挙の小冊子を郵送し、若い方が選挙に関心を持っていただくよう努めていますが、投票率は選挙の種類や候補者の顔ぶれなどにより大きく増減しているのが現状です。

投票は有権者の大切な権利で、有権者の一人ひとりがその意義を十分認識することが最も重要です。今後も、新成人に対する啓発、選挙期日等の周知、投票の呼びかけ等の啓発活動を引き続き実施し、投票率の向上に努めてまいります。(選挙管理委員会)

### 38. 結婚相談所の開設について (結果：その他)

□以前、社会福祉協議会の主催で中央市民会館に結婚相談所がありましたが、個人情報保護などの理由により閉鎖されてしまいました。

自分は未だに独身で、30代や40代の独身の方には需要があると思いますので、可能であれば結婚相談所を再開していただきたいです。

■結婚相談所開設についてですが、現在、越谷市では、結婚相談所事業を行っておりませんが、越谷市社会福祉協議会が行っている結婚支援事業について確認したところ、以下のとおり回答がありました。(社会福祉課)

(社会福祉協議会の回答)

ご要望いただいた結婚相談所については、個人情報の問題を含めて、諸般の事情により平成22年11月末をもって休所しております。

社会福祉協議会としても、結婚支援について多くのニーズがある状況も踏まえ、平成22年度から新たな結婚支援事業として、市内の結婚式場に協力いただき、お見合いパーティーを年度内に2回開催しております。

平成24年度は、6月と12月に開催させていただきました。来年度は、新たな結婚支援事業も計画しております。

お見合いパーティー及び新規事業については、現在調整中のため、開催時期等は、社協だより(奇数月発行)または本会ホームページにてご案内しますので、お手数ではございますが、ご確認くださいようお願いいたします。

また、埼玉県内の結婚支援事業の情報といたしまして、埼玉県ホームページにて掲載されておりますので、申し添えさせていただきます。(http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kekkon/)

社会福祉協議会では、今後も皆様により多くの出会いの場を提供できるよう結婚支援事業の充実に努めてまいります。

---

平成25年度市長への手紙・ファクス・電子メール

～平成24年度の要望回答集～

発行：平成25年8月

越谷市市長公室広報広聴課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9117

---